

第1回 逗子海水浴場の運営に関する検討会 概要

日時：令和7年3月18日（火）

14時30分～16時30分

場所：逗子市役所5階 第1・2会議室

出席者

- [メンバー] 田中 美乃里、飯野 幸、來島 政史、小沢 栄介、山口 学、
福井 八州雄、瀬田 敦子、菊池 俊一、横山 奈緒子、菊池 千春、
岡田 和夫、岩佐 正朗、高松 智一、山上 寿美（順不同、敬称略）
- [オブザーバー] 逗子警察署地域課、横須賀三浦地域県政総合センター企画調整課、
鎌倉保健福祉事務所環境衛生課、公益財団法人かながわ海岸美化財団
- [事務局] 逗子市市民協働部経済観光課
課長 黒羽 秀昌、係長 楠元 仁、専任主査 稲井 麻美、
主事 宮上 敦久、主事 小林 健吾

欠席者

- [メンバー] 菊井 健一、黒田 尚弘、若菜 克己
- [オブザーバー] 横須賀土木事務所許認可指導課

会議公開の可否

可

傍聴者

3名

会議次第

1. 開会
2. 逗子海水浴場の運営に関する検討会について
3. 議題
 - (1) 令和7年度の逗子海水浴場ルールについて
 - (2) その他
4. その他

配布資料

- 資料 1. 逗子海水浴場の運営に関する検討会要綱
- 資料 2. 逗子海水浴場の運営に関する検討会 メンバー 一覧
- 資料 3. 逗子海水浴場の運営に関する検討会スケジュール (案)
- 資料 4. 逗子海水浴場の運営に関する検討会の活動について
- 資料 5. 令和 6 年度逗子海水浴場の運営に関する検討会報告書の項目について
- 資料 6. 令和 7 年度逗子海水浴場事業者・利用者ルール (案)
- 資料 7. 令和 7 年度逗子海水浴場事業者・利用者ルール新旧対照表 (案)

参考資料

- 資料 1. 安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例・施行規則
- 資料 2. 令和 6 年度逗子海水浴場の運営に関する検討会報告書
- 資料 3. 令和 6 年度逗子海水浴場試行的取組の実施結果報告書
- 資料 4. 海水浴場ルールに関するガイドライン (令和 7 年度版) (神奈川県)

1 開会

- ・事務局より、メンバーの出欠とマスコミの頭撮り、検討会は傍聴できることについて説明を行った。
- ・事務局より、配布資料及び参考資料の確認を行った。

2 逗子海水浴場の運営に関する検討会について

- ・事務局より、検討会の要綱、メンバー、スケジュール等概要について説明を行った。
- ・令和6年度逗子海水浴場の運営に関する検討会報告書への対応状況について説明を行った。
- ・メンバー及びオブザーバー、事務局の自己紹介を行った。
- ・要綱に基づきメンバーの互選により座長・副座長を決定した。
 - 座長については、田中美乃里氏と決定した。
 - 副座長については、山口学氏と決定した。
- ・事務局より、本会議の趣旨の説明を行った。
 - 令和7年度「逗子海水浴場事業者・利用者ルール（案）」について、検討・協議していただきたい。海水浴場開設時期の関係上、4月下旬にルール最終案を検討・協議してご了承いただくことを予定してる。

3 議題

(1) 令和7年度逗子海水浴場のルールについて

- ・事務局から安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例及び施行規則、神奈川県海水浴場ルールに関するガイドラインの説明を行った。
- ・事務局から令和7年度逗子海水浴場事業者・利用者ルール（案）について説明を行った。
- ・海の家営業時間及びイベントに関する試行的取組について補足説明を行った。

質疑

- ・IV海の家の営業に関するルール 1 営業に関する注意事項及びルール (5) イベントの禁止 ②試行的イベントについて、次のとおり議論があった。
 - 音楽イベントに関する特記事項の「音量は地域住民に最大限配慮し、イベント中であっても海岸組合及び市の指導に従うこと。」とあるが、12 ページ (1) 注意・指摘についての項目では、海の家のチェックリストの音楽の欄はマナーアップ警備員が注意するように記載しており、どのように解釈したらいいのか。現場では誰に声を掛ければよいか。地域住民に最大限配慮という記載の仕方になることは理解しつつも、「134 号線沿いに音が聞こえないように」という表現を追加できないか。
- ⇒マナーアップ警備員に伝えていただければ、必ず市職員にも伝わる。試行イベントの際は検証のために市職員及び組合理事が現場に常駐している。分かる人は市職員や組合理事にお伝えいただければ対応する。
- 地域住民に最大限配慮という文言は、昨年度の実施状況を踏まえて新たに反映した。配慮と記載しているが、海の家の造りや座席位置によっても対応の仕方が変わってくる。134 号線沿いにだけ聞こえないればいいのかということも事務局で検討し、どのような場合で

も柔軟に対応できるようにこの記載とした。運営上 134 号線沿いに音が聞こえないように配慮することは変更していない。

- 音楽イベントは手探りであった。今後どのようにしていくのが良いか皆さんと一緒に検討していきたい。昨年、実際に音楽イベントを実施した海の家アーティストが来ているため、話をさせていただきたい。

- 昨年は大変な中、実施させていただき感謝申し上げます。昨年は 7 月分のイベントの申請書の提出期限が 6 月 15 日であったためイベントまで一カ月を切っており、アーティストのスケジュール確保とお客さんへの告知が間に合わないことがあった。海岸以外で行うような通常の音楽イベントの告知は 3 カ月前に行っている。遅くとも 2 カ月前には告知できるように検討していただきたい。

昨年はコールアンドレスポンスなしで行ったが、まわりのお客さんが不快に思わないものはあっても良いと思った。やじを飛ばすような人がいれば海の家が責任をもって注意する。お客さんと一体となった形で行いたいため検討していただきたい。

昨年は営業中に弾き語りができるアーティストがお店に来た際に、イベントの申請をしていないため演奏できないと断ることがあった。ゆくゆくはその場で弾き語りできるようになり、お客さんに歌を届けていきたいという気持ちがある。

- 今の話は海岸組合からの提案ということでよろしいか。

- 実施者の声も聞いていただき、こういう声もあるというのを知ってもらって、今後のルール作りの参考としていただきたい。

- 海岸組合の意見というよりは参考として捉えていただければと思う。地域住民が目光らせている中で、地域住民が納得する形で行ってきたい。

- 期限を 2 カ月前など早めに設定して皆さんへ周知するのは良いかなと思っている。

- 事務局はいかがか。

⇒組合がチェックして市が審査することを考えるとある程度まとめて地域の方へお示しする必要がある。審査は個別でもできるが周知はまとめてする必要がある。運用の中で早めに組合内調整ができるならば審査は早くできる。地域の方への周知はある一定溜まったらという形になる。

- 検討会への出席者は組合長であり、傍聴者の発言を議論することは控えた方がいい。組合としての提案であれば議論はできるが、そこは会議運営としてしっかり整理していただきたい。

- ここではこの議論は行わない。

- 海水浴場の活性化をうたっているが、音魂の頃を知っている地元の方はあの頃に戻るならば、活性化しなくていいという意見もあるのでご理解いただきたい。

- 誰に伝えればいいのかの話で、イベントの時は市職員がいるが、普段もうるさい海の家がある。お客さんがラジカセを持ち込んでガンガン鳴らしている店もあり、このような場合はどこに言えばいいのか。改善しないと思って 400 万円かけて自宅の窓のサッシを変更した。

- 海を家の客が店内にラジカセを持ち込んで音を流している場合は組合に伝えてもらえばすぐに対応する。砂浜はマナーアップ警備員や市職員に伝えていただければ対応する。

⇒一般の方が直接海の家や組合に伝えることが難しい場合は、市役所か監視所に連絡を頂ければ組合に伝える。営業時間中は必ず市職員が待機している。営業時間の試行期間中も

22時まで市職員はいるため市役所に電話いただければ庁内警備員から経済観光課に連絡が入る。

- 地域住民はそのことを知らない。どのように広報するのか。

⇒広報ずしなどを通じて周知したいと思う。

- イベントの条件で市と組合が内容を確認するとある。県の海水浴場のガイドライン4ページでは、音楽イベントを予定している海の家的事前指導に県もしくは協議会に申請となっているが市と組合のチェックで問題ないのか。

⇒県のガイドライン4ページには、「協議会等において審査を行う場合は県への申請は必要ない。」とあるが、県の音楽イベントを予定している海の家に対する事前指導実施要綱第7条では、適用除外に「協議会又は市町が審査する場合」とある。県からは要綱に基づいて事前指導を行う案内があり、ガイドラインの協議会等に市町が含まれる。実際の審査方法は、県が窓口になる場合と同様に関係機関に市が通知し、事前に確認をしてもらう。各機関が所管する法令に従って指導がある場合は関係機関が直接海の家に指導を行う。

- これまで県が窓口になって行われていた手続きが適用除外になるが、今回の市のルールが包括しているのか。

⇒市が関係機関に送付すると記載しているため、県のと綱と同様の内容を担保していきたい。

- 内容を確認したうえで許可を得るとは、海岸組合が事前チェックしたうえで申請するのか。

⇒そのとおり。組合が事前チェックをして市へ提出がなされる。

- 提出された後に組合と市が話し合った中で市が責任をもって許可するのか。

⇒そうなる。

- 何かあった時には一義的に責任を負うのは市でいいのか。

⇒そうなる。

- 現場で直接指導できるのか。

⇒何かあった際には現場で直接指導する。

- これまでは海の家に対しては組合がクッションに入って指導していたため、市が直接指導できることはいいと思う。

- 目的の最後に理解促進とあるが、具体的にどうやるのか説明してほしい。

⇒昨年試行した際にはイベントがまとまったものを検討会のメンバーや近隣自治会にメールや紙でお知らせした。ホームページにも掲載したが周知が不十分で伝わっていなかった。改めて周知の方法を検討して、周知のためのチラシを自治会の掲示板やマンションの管理組合にも協力してもらって周知していければと考えている。皆さんからもこういうやり方があるといったご意見をいただきながら周知に努めたい。

- アンケートで意見が多かった海岸エリアのマンションへの周知が必要である。海岸エリアのマンションは自治会に入っていないため、自治会からも周知が難しい。実際に踏み込んで周知したほうがいい。

- 掲示板に貼ってあったチラシを見たが、目立たないのでもう少し分かりやすく目を引くように周知してほしい。海に近い新宿以外にも発信は引き続きお願いしたい。

・(2) 営業時間について、次のとおり議論があった。

- 昨年は地震もあって、数日間ほぼお客さんが来なかった。海の家としてはどうだったのか。
- 実際に時間延長したおかげで利用客には好評であった。今までは20時に強制的に退店させていたが、1時間余裕があるため、利用客はゆったりできたと思う。やってよかったと思う。
- ⇒参考資料3で昨年の実施結果をまとめている。猛暑で夕涼みのニーズが高まっている中、期間中5,000人の利用があった。20時にBGMをストップする運用とした。8月8日に地震があり南海トラフ地震臨時情報が出たため海岸に近づく人が少なくなり、試行期間の半分の期間に影響があった。期間中警察や消防の出動件数、トラブルや苦情が増えることもなかった。利用客に市職員がアンケートをお願いしたところ、市内外の方が半々であった。利用客の満足度は高く、継続を望む声が多かった。平日は市民の利用が比較的多かった。市外に通勤している市民も仕事帰りに夕食がとれるという意見もある。海の近くに住んでいるからこそ満足度を高めることにも繋がったかなと考えている。市職員が毎日営業の状況を確認したところ、21時まで営業していた家は71%ほどであった。1日だけ台風でどの家も営業しない日があったが、日ごとでは300人弱が利用していた。
- 今年シークレット花火を夏季に3回ほど行う予定でいる。その日も21時までにしてもらいたいだろうか。シークレットであるため日にちはお伝えできないが、試行期間外の日にちになった場合に関して認めることはできないか。
- 営業時間について、以前に朝の時間帯の活用の話があがっていたのかなと思う。ファミリービーチとして海がある充実した生活や住民の満足度を高めるならば、朝食利用で朝の涼しい時間に来てもらうことも議論の余地があるのではないかな。時間の延長は夜だけでなく、朝でもいいのではないかな。
- 何軒かモーニングを提供している店もある。全体的には少ない。それぞれのお店が繋がり客を呼んでいるが、朝に人が来ることはほとんどない。周知徹底して皆さんにきてもらえて営業できる形になれば良いと思う。会社員がモーニングを食べに来ることは難しいため、逗子に帰ってきた際に利用できる方向で延長を目指している。
- 朝の営業時間についてルールはあるのか。
- ルールはない。朝でも早すぎると近隣に迷惑になる。
- 朝でも昼でもシャワーが使えるれば朝から来る子どもや家族連れがいるのではないかな。海の家に行かないとシャワー浴びられないのは改善してほしい。
- ⇒市の提供しているシャワーは中央の臨時のものと東トイレに常設でついているもので、時間を区切って15時から16時までの1時間開放している。夏の期間は多くの方が海水浴場に来るため、費用面も考えながらになるが、もっと伸ばした方が良いといった振興のご意見はもちろん検討していく。中央の仮設シャワーは設置を組合が協定に基づいて行っている。
- ファミリービーチとしての快適さ、子どもの利用に関しては議論の余地がある。
- 営業時間の開店の時間は決めなくてもいいのかな。
- ⇒ルールでは営業時間に関しては6ページに定めているが、閉店時間のみである。これまで決めていなかった理由は分からない部分があるが、県のガイドラインでは地域の実情に合った営業時間とあり、開始の時間を必ず決めなければいけないものでもない。これまでの流れを踏まえてこのようになっているが、皆さんの意見を聞きながら進めていきたい。

- 問題が起きたり取り締まらないといけないことがあればルールに反映するのかなと思っており、今のところそういったことがないからなのかなと思う。いろいろなことが試されながらこれは決めたほうがいいのかなどあればこの検討会で議論していく。
 - BGMが消えるとお客さんも沈静化して帰宅していたのが印象的であった。
 - この内容で試行するというでいいか。
 - 良い。
 - シークレット花火などの市民への感謝イベントに関しては、試行期間外になった場合に21時までの営業を認めるのか。市長の判断や検討会の判断になるかもしれないが、内容や頻度などによってその都度検討して決めるという意見もあった。
 - シークレットではなく事前に情報提供してほしい。
 - シークレットで困る状況の人がいることを理解してほしい。犬や猫は1時間以上抱えないと落ち着かない。山の方は響いてしまう。体の悪い人もいるため、考えてほしい。住民に対して事前に周知してほしい。前日では伝わりにくい。
 - 去年は試行期間外であったか。
 - 試行期間外であったため余韻を楽しみたい人を帰さなければならなかった。
 - 去年は8月の最終土曜日に日没の時間を考えながら実施した。今年3回シークレット花火をやると仮定すると7月に1回やることになると思われるが、7月は日が長いので閉店時間に間に合うか懸念がある。
 - シークレットではなく、事前告知すると市外の人でも来てしまい警備費を掛けないといけない。人が多くなり地域の方々にも迷惑になる。
 - 警備を用意すると組合の予算が厳しいため、シークレットでやらせていただきたい。
 - 近隣自治会に早めにお知らせいただきたい。
 - 選挙の宣伝カーみたいなもので近隣の新宿、桜山だけ走らせたらどうか。
7月は日が長いので、営業時間を21時とした方が安全上いいのではないかと思います。
 - 日を特定した営業時間延長の方法は検討してもらいたい。シークレット花火などの市民への感謝イベントの日は営業時間を延長することの賛否について参考に手を上げてもらいたい。(賛成9、反対2、棄権1)
- ・その他のルールに関して、次のとおり議論があった。
- テラス席に関しては県から許可を得ているということは納得できないが、まずは台風の時にイスなどが置いたままになっていることを何とかしてもらいたい。マンションの3階に住んでいるが物が飛んできて窓が割れたことがあるため、台風及び弾丸低気圧が来るときはテラス席に一切物を置かないことを決めてほしい。2019年の恐怖は忘れられない。どこから飛んでくるかわからないため、何かあった際は組合や市が補償するように次回検討会で決めていただきたい。ルールに明文化して各海の家に守らせてもらいたい。
 - テラス席のものは固定又は撤去するべきだと思う。組合内のルールとして明文化する。
 - 組合で対応していただく。
 - 水上オートバイとタトゥーの件は資料を別途用意しているため次回までに目を通していただきたい。
- ⇒物の飛散に関してはルールの14ページに明記している。直接被害者が海の家とやりとりをするだけでなく、市も積極的に事態収拾に関わることをとしている。

- どこから飛んできたものか分からないため、組合が全部補償してもらえればいい。
- ⇒一般の方が、誰に言ったらいいか分からないということもあると思うため、市も一緒に事態収拾に努めることとなっている。
- 任意保険に加入しているため組合で補償する。部材を見ればどこの家の物か大体分かる。分からない場合の対応に関してはこれから検討する。

4 その他

- ・事務局より、今後のスケジュールについて説明を行った。
 - 今回検討・協議した内容を整理した上で、検討が終わっていない内容も含めて4月下旬頃を目途に第2回の検討会で検討・協議していただきたい。

以上